

蜂（スズメバチ）の被害にあわないために！

問・申環境課 ☎(72) 4438

気温が高くなると、家の軒下や庭木に蜂の巣を見かけることがあります。特に夏から秋にかけては、急激に蜂の防衛本能が強まり攻撃してくるようになります。

屋根裏や戸袋など狭いところにも巣を作るので注意してください。

【蜂に刺されないために】

- ・蜂を見つけたら、落ち着いて静かに移動しましょう。
- ・黒系統の衣服や、汗および化粧品（香水、整髪料）などの匂いは蜂を刺激するため、注意しましょう。

【蜂の巣ができてしまった場合】

町では、個人の敷地内における蜂の駆除は行っていませんが、次の制度を設けています。

▶蜂駆除費補助制度

スズメバチの駆除を専門の業者に依頼した場合、駆除にかかった費用の1/2（限度額1万円）に相当する額を補助する制度があります。

○申請に必要なもの

- ・駆除前と駆除後の写真・駆除業者の領収書等

▶蜂防護服貸出制度

自分自身で駆除を希望する方に蜂防護服の貸出しをしています。

ご希望の方は環境課までお問合せください。



台風に備えた樹木の管理

問環境課 ☎内線352

例年8月と9月は台風が日本列島に接近する回数が多くなっています。庭などの敷地内に樹木がある方は、強風により枝が折れて、落下したり、飛ばされたりしないように、適正に管理をしましょう。

また、高木化した樹木が倒れると危険です。高木化すると、その樹木の伐採等の費用は高額になってしまうため、高木化してしまう前に、日頃から樹木を管理することを心がけましょう。

深夜の花火は禁止です！

問環境課 ☎(72) 4438

「大磯町美しいまちづくり条例」により、**22時から6時までは**河川や海岸などの公共の場所や静穏を害するおそれのある場所で、爆竹やロケット花火などの爆発音を発する花火を禁止しています。

花火を楽しんだ後は、**必ず消火し、その場で出た「ごみ」と一緒に必ず持ち帰りましょう。**

近隣の住民の皆さんに迷惑にならないよう、ルールとマナーの遵守をお願いします。

相談の案内【8月】

相談名	相談内容等	と き		ところ	相談窓口・主管課
行政相談	道路、年金、登記など国の行政機関等の業務に関する意見や要望	14日(木)	13時30分～15時30分 (予約制1回30分以内)	福祉センターさざれ石 ※法律相談の予約は毎月1日からです。(1日が土・日・祝の場合は翌日または翌々日) ※駐車場利用不可	町民課 ☎(61) 4100 内線237 ※同一案件の継続した相談はご遠慮いただく場合があります。
人権相談	セクハラやパワハラ、いじめや嫌がらせ、差別、誹謗中傷などの人権に関する相談	21日(木)	14時～16時 (予約制1回30分以内)		
法律相談	相続・離婚・金銭貸借・暴力傷害・債権・債務等、日常生活の中の法律的な問題	14日(木)、21日(木)	10時～正午、13時30分～15時30分 (予約制1回30分以内)		
消費生活相談	物品、サービス等の契約に関するトラブル、解約手続き、商品や訪問販売に関する苦情等	月～金	9時30分～16時	平塚市消費生活センター ☎(21) 7530 ※無料の駐車場はありません	
		月～金	9時30分～17時	かながわ中央消費生活センター ☎045(311) 0999	
		土	9時30分～16時30分		
教育相談	不登校・いじめ等 電話・来所相談(予約制) 対象…児童・生徒と保護者	毎週月曜日～金曜日	9時～正午/13時～16時30分	教育研究所 教育相談窓口 ☎(60) 3670	
こころの健康相談	精神科の受診や家族の対応について、精神科医による相談または家庭訪問を実施します	8月1日(金)、22日(金)、27日(水)		平塚保健福祉事務所 保健予防課 ☎(32) 0130	
もの忘れ・認知症相談	認知症の治療や対応の仕方について専門医による相談または家庭訪問を実施します	8月19日(火)			
児童虐待相談	児童虐待に関する相談	毎週月曜日～金曜日	9時～17時	子育て相談ホットライン☎(38) 5802	
高齢者総合相談	高齢者に関する相談	毎週月曜日～金曜日	8時30分～17時15分	東部地域包括支援センター☎(61) 9966 西部地域包括支援センター☎(71) 5595	
障がい者虐待・差別相談	障がい者虐待・差別に関する相談	毎週月曜日～土曜日	8時30分～17時15分	障害福祉センター☎(73) 4530	
		日曜・祝日・夜間 【17時15分～8時30分】		大磯町役場☎(61) 4100	
就労相談	就労に悩む、15歳～49歳までの方を対象とした就労相談	毎週月曜日～金曜日	10時～17時	県西部地域若者サポートステーション ☎0465(32) 4115	

※祝日及び年末年始は相談を実施していません。また、かながわ中央消費生活センターは、休館日があります。